



Title	明代興都皇莊： 囲い込まれた「帝室私産」としての「王土」
Author(s)	桑原, 渉
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2026, 12, p. 13-16
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106311
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明代興都皇莊

— 囲い込まれた「帝室私産」としての「王土」 —

東洋史学 博士前期課程 1 年

桑原 渉

はじめに

「溥天之下、莫非王土」(=大いなる天の下、王の土地でないところはない)。これは中国最古の詩篇であり、儒教の重要經典でもある『詩経』の一節であり、天下の土地が全て皇帝(王者)に帰属することを説く「王土思想」を象徴する語として知られる。この詩句は、本稿が扱う明朝(1368～1644)をはじめとする帝政期中国において、字義通りに解釈されるというより、むしろ「全てが皇帝のものである以上、別個に皇帝自身の土地を設ける必要はない」という、皇権を抑制するためのレトリックとして機能していた¹。また、この王土思想の影響に鑑みて、明代財政史研究では「皇帝が官僚らの干渉無く消費できるという意味での「私産」は(ほぼ)無い」とする皇帝無産説²が根強く存在する。

こうした中、明代皇帝が特定の土地を実質的に「私有」した最たる事例が「皇莊」である。本稿は、湖広安陸州(のち承天府、現在の湖北省鍾祥市)に設置された「興都皇莊」を対象とし、その地租徴収形態および納付先を分析することで、理念上は存在し得ないはずの皇帝の「王土」が、「帝室私産」として明代後期に実在したことを明らかにする。

皇莊・興都皇莊とは

皇莊とは、主に北京周辺の北直隸地域に集中した皇帝(・帝室)直属の莊田である。宮中から派遣された宦官らが現地で地租を徴収し、宮中の消費に供するための庫蔵である内庫へ直送する「自行管業」を特徴とした。これは、土地税の徴収・上供を担う国家財政系統(地方官府一戸部)とは異質な経路であり、皇莊の存在自体が「国家(明朝)が有する土地・賦税を侵食すること」を意味した³。皇莊は16世紀初頭には約37,500頃(北直隸官民田総面積の7分の1を占める)まで拡大したが、嘉靖初年の皇莊改革により、囲占地の返還が行われ、その面積は約2万頃前後で推移するようになった。同改革では地

1 例えば15世紀後半の弘治年間、皇莊設置に反対する官僚が皇帝に対し、「大いなる天の下、王の土地でないところはございません。もしこの土地を皇莊とするならば、それ以外の土地は朝廷(=陛下)の土地ではないのでしょうか。(普天之下、莫非王土。若以此地為皇莊、則其餘者非朝廷之土乎。)」(『明孝宗敬皇帝実録』 卷二十八、弘治二(1489)年七月己卯)と述べている。

2 Huang, Ray. *Taxation and Governmental Finance in Sixteenth-Century Ming China*. London and New York: Cambridge University Press, 1974.; 田口宏二郎 2026『大運河と「帝国」: 明代における南北中国の構築』名古屋大学出版会, pp. 258–298.

3 李龍潜 2002『明清經濟探微初編』稻郷出版社, p. 150.

租徴収を地方官府(州県)が代わりに担う「有司代管」化が断行され、地租は戸部太倉庫に送られたのち、年末に内庫へ進納する形態へ改められた。従来の皇莊研究の関心はこの北直隸皇莊に集中し、湖広に置かれた興都皇莊については独自の実態は殆ど明らかになっていない。以下ではまず、興都皇莊成立までの流れを追う。

宗室政策として、皇帝の嫡長子以外の諸子を親王に封じ地方の王府に代々居住させる明朝において、弘治七(1494)年に第九代皇帝成化帝の第四子朱祐杭(以後、興献王と表記。献は諡号)が興王として湖広安陸州に派遣された。異母兄である第十代皇帝弘治帝の特恩で数千頃(頃)の莊田を獲得した興献王は、その地租徴収を王府宦官らに担わせる自行管業形態をとった。正徳十四(1519)年の興献王死去に伴い、唯一存命の男子であった朱厚燄が跡を継いだ。二年後、第十一代皇帝正徳帝が急逝し皇位継承者を欠いた朝廷は、朱厚燄を迎立した。こうして誕生したのが傍系出身の明朝第十二代皇帝嘉靖帝である。即位直後より、実父興献王の礼制上の位置づけをめぐり大多数の中央官僚と対立する「大礼議」が勃発した。嘉靖帝がこの論争に勝利したことで、興献王は「皇考」として追尊されたのみならず、廟号も追贈され、皇帝として遇されるに至った。これと並行して、安陸州の興献王墓は皇帝陵「顯陵」に改修され、安陸州自体も興献王・嘉靖帝の故地として「承天府」へ改称された。これにより承天府は北京順天府・南京応天府に準じ、太祖洪武帝の故地である中都鳳陽府と並ぶ「興都」承天府として、尊崇的地位に押し上げられた。こうした顕彰事業と軌を一にして、旧興王府莊田が「皇莊」へと再編された。

興都皇莊に関する唯一の専論として、守備太監という皇帝陵墓守衛のために置かれた宦官がその管理を担っていたことなどを明らかにした施正康氏の研究⁴が存在する。しかし同研究は専ら嘉靖期の分析に留まっており、隆慶期以後の実態は依然として不透明なままである。本稿では、嘉靖以降についても分析を加えることで、その実態の解明を試みる。興都皇莊に関する記述は官修の全国的会計史料に体系的には現れず、明実録や地方志、奏疏類等に散在する断片的記述を丹念に接合する作業を要する。以下、北直隸皇莊の動向と対照させつつ、その土地制度史・財政史上の意義を提示する。

「王土」としての興都皇莊

第一に、土地制度史上の意義として、興都皇莊が明末まで現地宦官機構による「自行管業」を維持した事実を明らかにする。嘉靖初年の改革により、北直隸皇莊は「有司代管」へ移行し、名目上は政府管轄下に組み込まれた。ところが、改革を実行した嘉靖帝自身の故地に成立した興都皇莊には同改革が適用されず、戸部尚書による興都皇莊に対する改革案も帝自ら却下している。さらに、後に帝の命で顯陵の麓に建立された「勅諭碑」は、宦官の「自行管業」権限を保証し、地方官の干渉を排除する機能を果たした。

4 施正康 1985「明代南方的安陸皇莊」中国社会科学院歴史研究所明史研究室(編)『明史研究論叢』第三輯, 江蘇人民出版社, pp. 112-128.

こうして嘉靖期に確立された自行管業体制は、後代にも基本的に踏襲され続けた⁵。興都皇荘の面積については、勅諭碑記載の規定面積(原額)は1万頃弱であったが、万暦後期(17世紀前半)には皇帝認可の「新增」分が加わり、1.5万頃弱に拡大していた。さらには中央の認可を経ない占有地「餘地」の存在が指摘されており、この「餘地」分を加えると3万頃にまで拡大していた可能性がある。万暦年間に実施された全国的土地調査「万暦清丈」を経た湖広の面積は約82.5万頃、その内承天府の面積は約12万頃であったため、興都皇荘は湖広では3.5%、承天府では20%⁶を占めていたと推定される。

官僚機構の統制(州県制の支配)が殆ど及ばない、いわば「封建」的性格を有する土地占有形態が、特権層荘田への統制強化が進んだ明代後期においてなお存続し、拡大傾向にあったという事実は、明代土地制度の重層性を如実に示している。

「帝室私産」としての興都皇荘

第二に、財政史上の意義として、興都皇荘が国家財政(国庫たる太倉庫を管理し、財政を掌る戸部主管の政府系統財政)の枠組みから独立した「帝室私産」として機能した実態を提示する。明代には国家財政と明確に区別し得る帝室財政は存在しないか、存在しても小規模とされてきた⁷。帝室事務を管理する専門機構が存在せず、帝室経費を賄う内庫に蓄えられる財物(内帑)も、大半を占める金花銀ですら戸部太倉庫から賄われるなど、国家財政の関与を免れなかったためである。従来の研究では、内帑のうち(北直隸)皇荘・皇店収入が帝室私産と見なされてきたが、嘉靖皇荘改革後の北直隸皇荘は官僚の関与を排除し得ない点で、厳密な意味での帝室私産とは言い難い。以下では、従来看過されてきた興都皇荘の財政上の在り方を探り、明代帝室私産像の再構築を試みる。

嘉靖皇荘改革後、北直隸皇荘の地租は戸部太倉庫を経由し、国家財政機構に把握されて官修史料にも納入額等が記載されるようになった。対して興都皇荘の地租は、地方官府の関与を排して現地宦官機構が徴収し、直接内庫に納入するという、より純粋な「私産」的性格を保った。この排他性は、万暦後期に万暦帝が愛子の福王への賜田確保のため湖広で実施した清丈関連史料からも裏付けられる。興都皇荘の実態は現地宦官機構の申告無しには把握できず、その情報は官僚の閲覧し得ない『黄綾冊』に収められた。また当時における興都皇荘地租の内庫納入額は、北直隸皇荘全体に匹敵する規模(4万両

5 「当時(=明代)においては顕陵守備太監に興都皇荘を管理させ、地方官府が関与できないこと、嘉靖から崇禎に至るまで、およそ百年余りに及んだ。(当時以顕陵守備太監專理其事、有司不得而問、自嘉靖至崇禎、蓋百餘年矣。)」(康熙『京山県志』卷三、賦役志、更名地、三十一葉 a.)

6 興都皇荘が清丈対象外であったことに基づく。(康熙『潜江県志』卷九、全書、三十七葉 b.)

7 16世紀末、徭役等を含む明朝財政全体の歳入は3250万両強[田口 2026: 125]、うち戸部太倉庫歳入は約400万両、内庫歳入は120万両強[Huang 1974: 268]とされる。帝室財政の比率は、明朝全体の3.5%、国家財政比では23%となる。ただし内庫歳入120万両強は、銀額で明示可能な金花銀100万両・買辦銀20万両のみを対象とした数値であり、実際には北直隸皇荘収入(5万両前後)と、後述する興都皇荘収入が別途加算される。

弱⁸⁾であったと推定されるが、全国的会計史料には興都皇荘の収入データが一切見出せない。北直隸皇荘のデータが明記される事実との対比は、興都皇荘が国家的管理網から漏れ落ちていたことを裏付ける。

さらに、この排他的管理体制は、万曆期に顕著となる内帑拡充政策の先例となった可能性が高い。万曆二十四(1596)年以降、万曆帝は銀鉦山開発・商業税徴収を名目に宦官を各地へ派遣し、内庫への上納を命じた。これが宦官らの苛酷な収奪により数々の民衆反乱を招いたことで知られる万曆「鉦税」であり、研究蓄積も豊富である。この鉦税期の勅旨中には「照承天徴収子粒事例(承天府での地租徴収事例に照らす)」⁹という文言が見える。この事実から、現地宦官機構による排他的な租課徴収という興都皇荘の在り方が、鉦税政策という内帑確保策の重要な先例として位置づけられていたことが窺える。

以上の知見は、明代には国家財政と明確に区別し得る帝室財政が殆ど存在しなかったとする通説に再考を迫る。「特定の用益に対し課徴の権限を一元的・排他的に主張し行使しうる公的機構」という意味での「帝室財政」の存在は、これまで否定されてきた¹⁰。しかし興都皇荘という帝室私産、ひいてはそれを排他的に管理する宦官集団の存在は、国家・帝室両財政の間に制度・実態双方で明確な境界を画し得ることを示す。すなわち明代帝室財政は、少なくとも興都皇荘のような特定の淵源を持つ用益対象に関しては、独自の徴収形態・上納経路・制度的裏付け(勅諭碑など)を備えた独立の財務機構として存在し得たといえる。

おわりに

本稿では、興都皇荘という皇帝・帝室私領としての「王土」が、官僚機構の干渉を排除された「帝室私産」として明末まで存続した実態を、土地制度・財政の両面から実証した。北直隸皇荘が嘉靖改革で「有司代管」化された一方、興都皇荘は勅諭碑等に裏付けられた「自行管業」を保持し、地租も国家財政機構(地方官府一戸部)を経ずに内庫へ直送され、その実態は官修会計史料に一切現れなかった。これにより、従来「無産」とされてきた皇帝に確かな「私産」が存在したことを明らかにした。同時に、清代の内務府のような、官僚制(国家財政)の外部で土地(官荘)経営を担い、その収入を帝室の消費に供する常設収取機構が、実は明代にも存在していた可能性を浮き彫りにした。もっとも、この明代帝室財政像を確実なものにするには、内庫納入後の処理や現地での中抜き問題など、なお解明すべき点は多い。今後は興都皇荘の管理主体である現地宦官機構の分析を通じて宦官制度史に、また興都皇荘が所在地の承天府地域社会に与えた影響の解明を通じて社会経済史・開発史に、それぞれ新たな知見を提供したい。

8 現地宦官らによる「中抜き」を疑う官僚の記述による(錢春『湖湘詳略』巻一、六十三葉b—六十四葉a、「欽奉聖諭事、拋分守荊西道詳」)。同史料では総徴収額が12万両に及ぶことも記されており、ここから興都皇荘の規模感が窺える。

9 王圻『統文獻通考』巻三十、征權考下、十葉b.; 支可大『督撫楚台奏議』巻九、六十葉b.

10 [田口 2026 : 294]